

～税理士が最低限知っておくべき～

「国際相続の基礎知識とよくある質問事例」

By Kiyomi Kindaichi



◆ 講師紹介

◆ 講師 金田一喜代美 (きんだいち きよみ)
税理士・CFP、MBA

Seventh sense group / Tax of council

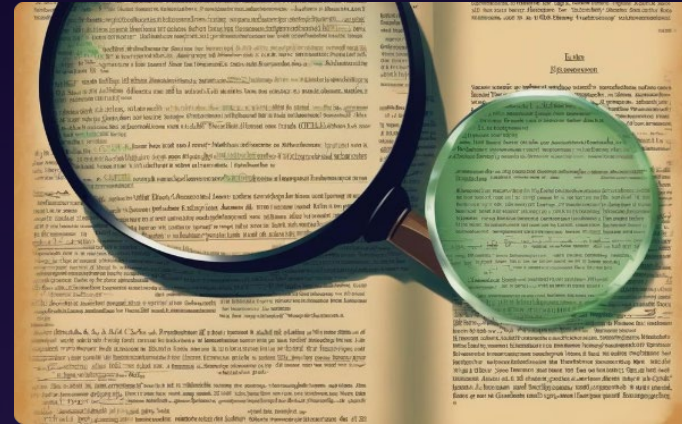
- 中央大学法学部 同専門職大学院修了MBA
- 慶應義塾商学研究科修士課程修了
- 中小および大企業の国内税務の豊富な経験を20年以上有したあと、大手税理士法人にて国際資産税準備室を経て、セブンセンスグループにて国際資産税部門であるGEPAS bizの立ち上げに尽力。

【実務経験】

米国、カナダ、豪州、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、香港、台湾、韓国、フィリピンその他多数の地域の不動産や金融商品に関する在外財産および外国人・日本人の資産税の実務経験を有する。和僑会、シンガポール三田会会員。

◆セブンセンスグループ GEPAS biz
seventh sense group 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-10
gepas@seventh-sense.co.jp

◆ セミナーの目標

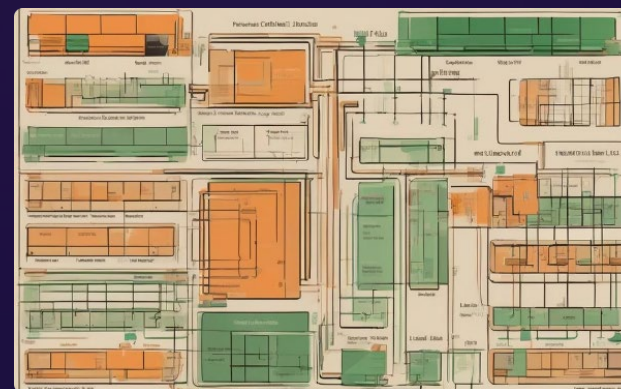


➤ 1. 世界の相続制度

国によって相続の法律や税制が異なるため、**主な相続法制度と課税制度**について、各国の国際相続を理解します。

➤ 2. 専門用語の意味

国際相続では、**準拠法、プロベイト、遺産税**などの専門用語が出てきます。これらの意味を理解すれば、情報を正しく理解し、適切に対応できます。



➤ 3. 相続税の納税義務者

各国の相続税制度は異なり、納税義務者の定義が異なります。日本とは違う国について理解を深めておきます。

➤ 4. 日本での国際相続のポイント

日本の相続課税制度は相続統一主義を採用していますが、国際相続が発生した場合の留意すべきポイントを理解します。

Content: I. 法務

国際相続の法務	1	
	2	準拠法 (国際私法)
本国法	3	
	4	統一主義 vs. 分割主義
包括承継 vs. 管理清算	5	
	6	プロベイトとは
プロベイトの国と 非プロベイトの国	7	

Content : II. 税務

世界での
国際相続課税の仕組み

1

2

日本で国際相続の申告
が起きた場合

納税義務者の4つの区分

3

4

納税義務者のからみる
国際相続税の考え方

財産の所在地からみる国
際相続税の考え方

5

6

国際的二重課税

海外信託

7

A faint, light-colored world map is visible in the background, centered on the Atlantic Ocean. The map shows the outlines of continents and some major cities. The text 'Content : I . 法務' is overlaid on the map.

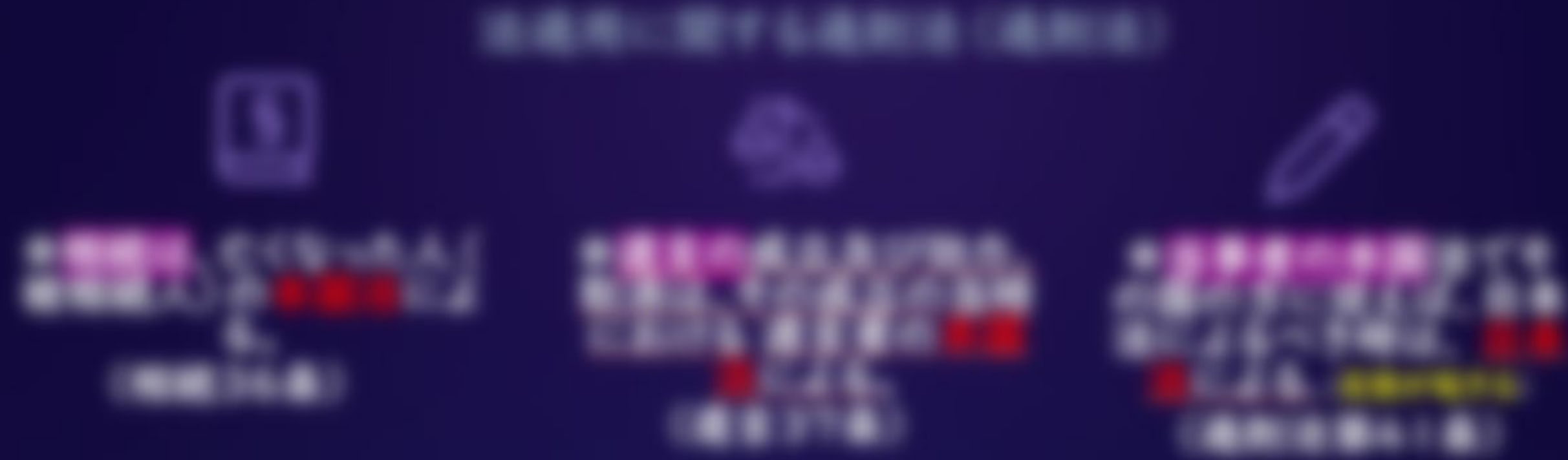
Content : I . 法務

1. 国際相続のケース



ポイントは大きく3つです。

2. 準拠法（国際私法）はどうなるの？



3. 本国法とは



本国法とは？

国籍を有する者の法律上の地位、権利義務、法律上の責任を定める法律。

重国籍者の場合

日本国籍を有する者が、外国籍も有する者。日本国籍を有する者は、**日本法**が適用される。外国籍も有する者は、**外国法**が適用される。

不統一法国の場合

地域的不統一法国
市民的不統一法国
人的不統一法国
居住し国籍を有しない者が、国籍を有する者と同様に適用される。(1999年12月、2000年1月)

「重国籍者」→「日本国籍」を有する者として扱われる。「国籍」→「日本国籍」。

4. 相続統一主義 VS. 相続分割主義 (相続財産の準拠法のおはなし)



相続統一主義とは?

財産の種類や所在地にかかわらず、

全ての相続財産一括に準拠

例) 日本、韓国、ドイツ



相続分割主義とは?

遺産を「**不動産**」と「**動産**」に区分

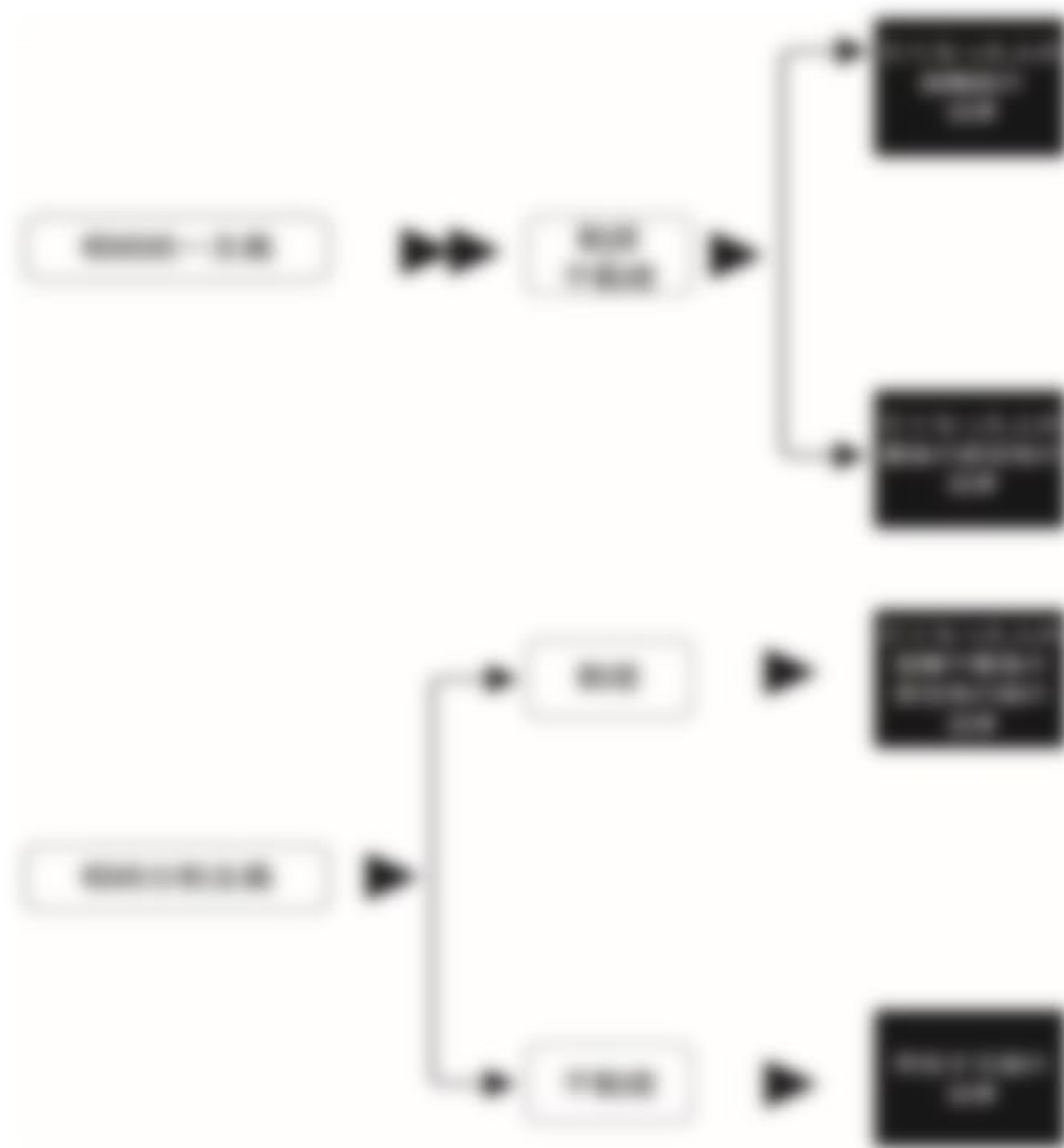
- 不動産はその所在地

- 動産は被相続人の最終住所

例) アメリカ、ドイツ、中国

◆参考図① 相続統一主義 VS. 相続分割主義

(相続財産の準拠法のおはなし)



統一主義
相続財産をひとまとめにして
相続人それぞれに配分する。

分割主義
相続人それぞれに相続
財産を分けていく。

統一主義
相続財産をひとまとめにして
相続人それぞれに配分する。

分割主義
相続人それぞれに相続
財産を分けていく。



5. 包括承継主義 vs. 管理清算主義 (分割方法のおはなし)

➤ 包括承継主義

債権、債務の承継
債権、債務の承継
債権、債務の承継
債権、債務の承継
債権、債務の承継

➤ 管理清算主義

債権、債務の承継
債権、債務の承継
債権、債務の承継
債権、債務の承継
債権、債務の承継

◆参考図② 包括承継主義 VS. 管理清算主義 (分割方法のおはなし)

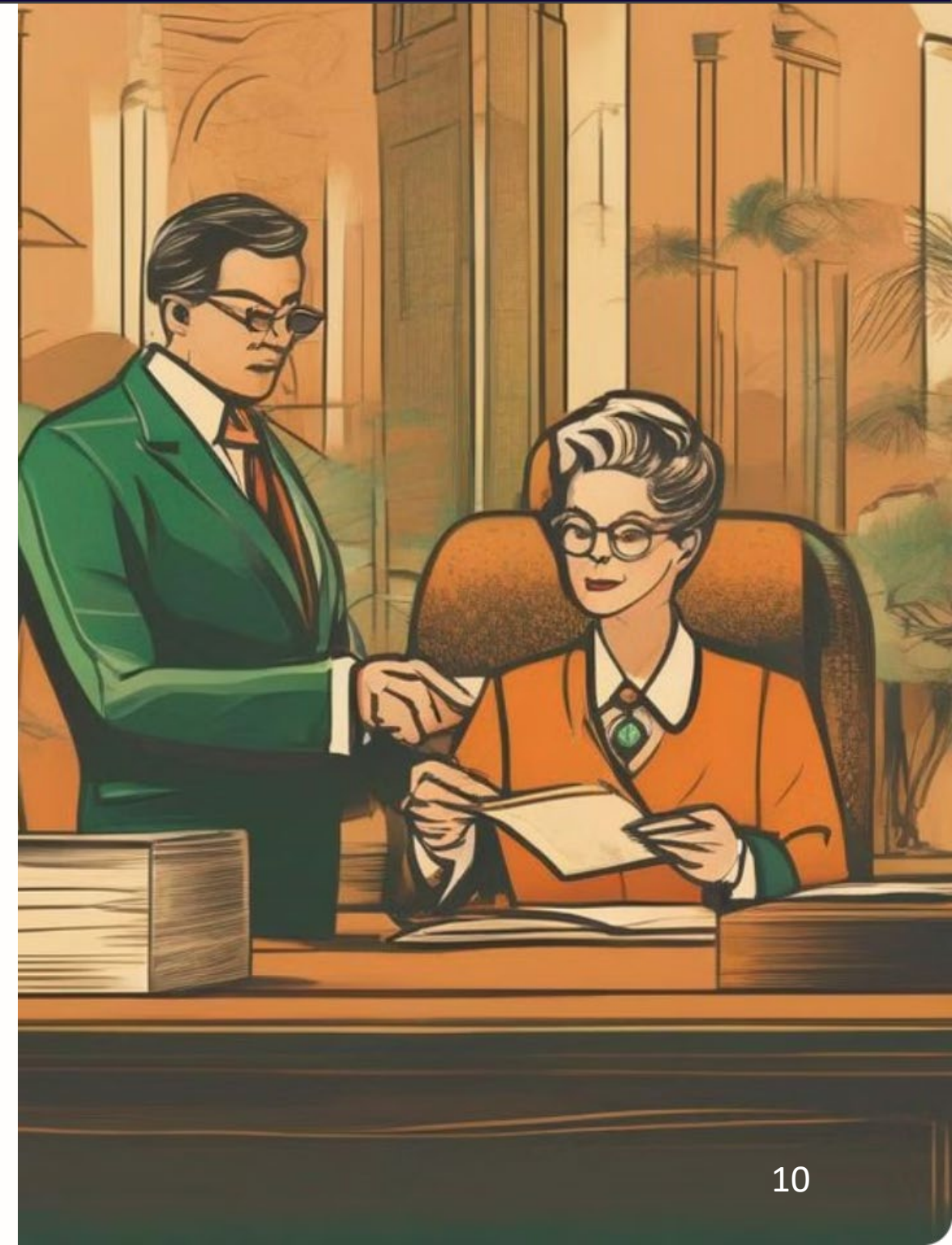


6.プロベイトとは

⇒ 管理運営主体の国が指定



◆参考図③ プロベイトの図解



7. プロベイトがある国・ない国



プロベイトがある国
プロベイトがない国

プロベイトがある国
プロベイトがない国

A faint, light-colored world map is visible in the background, centered on the Atlantic Ocean. The map shows the outlines of continents and some major cities. The text is overlaid on the left side of the map.

Content : II. 稅務

1. 国際相続課税の仕組み

① 遺産税方式 (英米法系)

相続、遺贈、生前贈与に際して
→ 受贈者の住所が課税対象となる

課税方式

遺産税方式

遺産取得課税方式

② 遺産取得課税方式 (大陸法系)

相続、生前贈与、生前贈与、遺贈
→ 相続財産の所在国が課税対象となる

相続関係者

相続人(限定受遺者)

相続人(受贈者)

③ 相続税のない国

相続、生前贈与、生前贈与、遺贈、生前
贈与、生前贈与、生前贈与、生前贈与

遺産中の財産

→ 管理遺産主義 (Management)

→ 取得遺産主義

④ その他の課税

→ 死亡税率

● Point ●

本国税務がなくても受贈者の住所が所在国に課税対象となる。

本国税務は相続税 (Inheritance Tax) のほかにも Probate duty, Legacy duty などの特課に課税される。

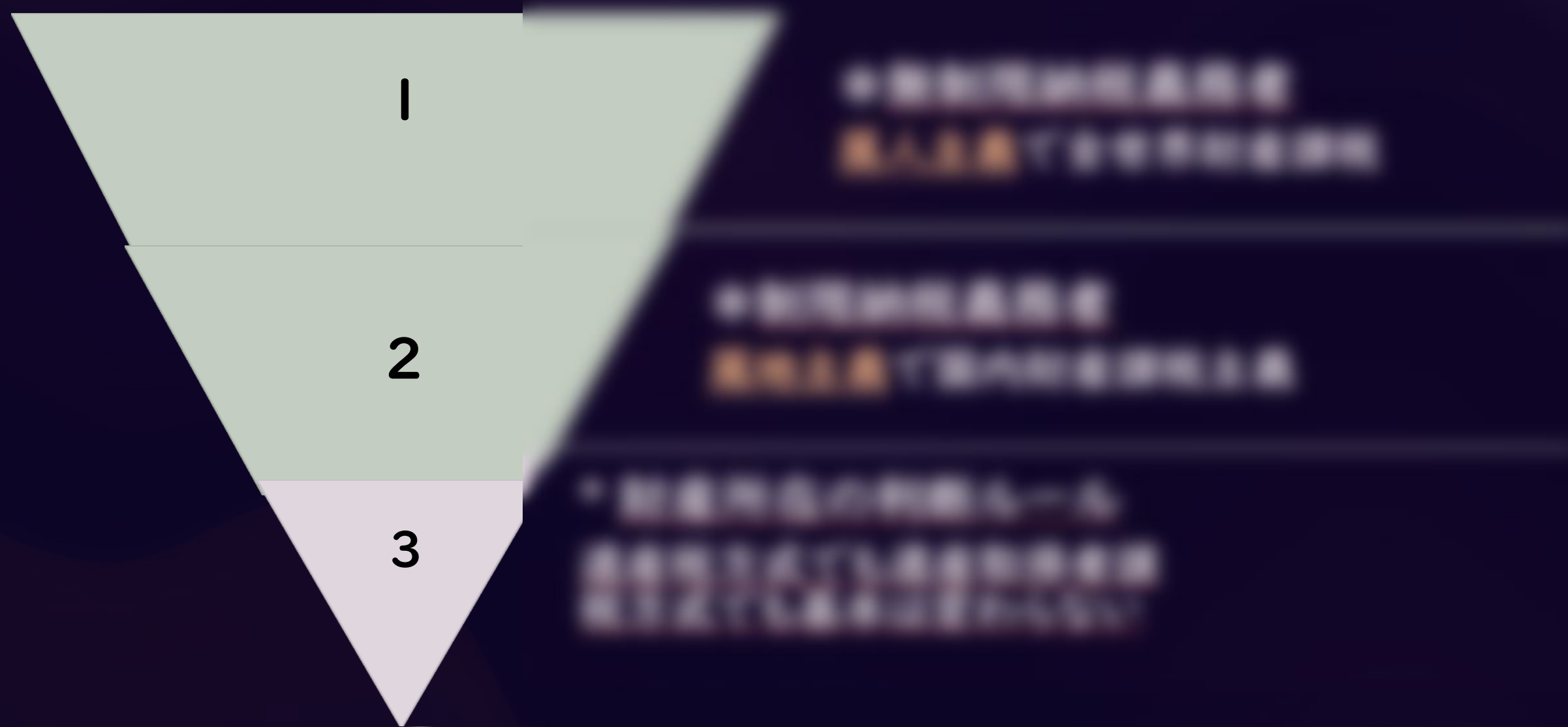
本国税務は遺贈の他に、生前で相続税、遺産税が課税される場合もある。

→ 本国税務課税は75%以下

本国税務が課税されない場合は相続税として課税、アメリカなどは遺産取得課税、アメリカは相続税で地方税課税

→ 本国税務課税は75%以下

◆ 参考①: 国際相続税の大きな枠組み



各国の課税法や課税法が異なるため、二重課税になる可能性がある。

◆ 参考図②：課税方法による違い

● 課税方法
法人、個人

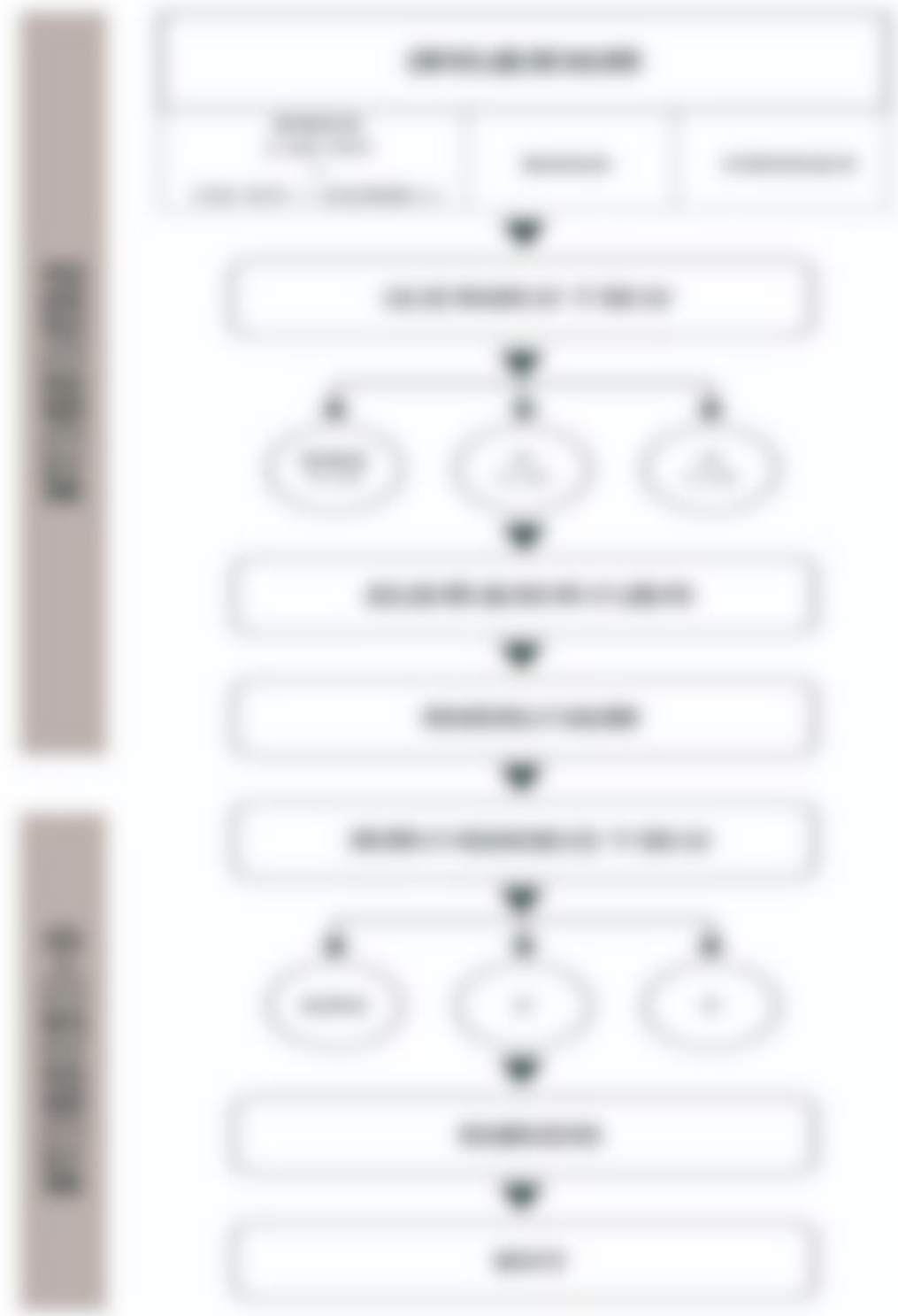


● 課税方法
法人、個人



個人納付

◆参考図③ 遺産取得税方式の図解



日本やドイツなど



◆参考図④ 相続の2つの方式の比較表

	日本	米国
遺産整理法務	相続財産目録	管理財産目録
課税方法	遺産分割前方式 相続税	遺産分割前方式 相続税
納税する人	相続人、受遺者	遺産管理人、受遺者
贈与税の方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺贈贈与 200万円 ② 相続財産贈与 250万円 	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺贈贈与 ② 贈与贈与
相続税の方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 相続税の課税対象 ② 相続税の課税対象 (相続税の課税対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺産分割前方式 ② 遺産分割前方式
夫婦間の優遇	優遇	優遇
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ① 相続税 1年6ヶ月 ② 贈与税 1年6ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺産分割前方式 1年6ヶ月 ② 遺産分割前方式 1年6ヶ月

◆参考図⑤ 各国の納税義務者

● 法人 法人 法人 法人

↓ ↓

国名	法人	個人	個人	個人
日本			●	
アメリカ	●			
イギリス	●			
フランス	●			
ドイツ	●		●	
イタリア			●	
スペイン			●	
オランダ			●	
ベルギー			●	
スイス			●	
韓国				●
中国				●
インド				●
シンガポール				●

2.日本で国際相続の手続きをすることになった場合

★相続・贈与の国際的課税において日本で検討すべき局面、留意点は？

-
-
-
-
-
-
-



◆参考図⑥ 日本の租税立法から紐とくと。。。



人的要素



空間的要素



3. 納税義務者の4つの区分

① 居住者納税義務者

日本に住んでいる個人

② 居住者納税義務者

海外に住んでいるが海外在住の所得も課税される個人

③ 非居住者納税義務者

海外に住んでいるが海外在住の所得は課税されない個人

④ 非居住者納税義務者

納税義務発生地による課税を受けるが、日本国に居住しない個人

4つの区分については、納税の標準があるときに居住している場所や納税額から判定します。一方、標準を定めるイテムシブは適用はありますが、納税は発生したときの納税額で判定するため、納税義務者を適用はできません。

◆参考図⑦ 日本相続税の納税義務者

		相続税				
		被相続人	相続人			
			配偶者	直系血親 （配偶者以外）	兄弟姉妹	遺言受取人
相続税の納税義務者	被相続人	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり
	配偶者	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり
	直系血親（配偶者以外）	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり
	兄弟姉妹	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり
	遺言受取人	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり

■ 相続税の納税義務者
 ■ 相続税の納税義務者

日本国籍を有する者が被相続人である場合、相続税の納税義務者は、被相続人の配偶者、直系血親（配偶者以外）、兄弟姉妹、遺言受取人である。

日本国籍を有しない者が被相続人である場合、相続税の納税義務者は、被相続人の配偶者、直系血親（配偶者以外）、兄弟姉妹、遺言受取人である。

日本国籍を有する者が被相続人である場合、相続税の納税義務者は、被相続人の配偶者、直系血親（配偶者以外）、兄弟姉妹、遺言受取人である。

日本国籍を有しない者が被相続人である場合、相続税の納税義務者は、被相続人の配偶者、直系血親（配偶者以外）、兄弟姉妹、遺言受取人である。



Case. I 米国財産の贈与 納税義務者はだれでしょう？

★ 納税義務者の前提整理です！ 《アメリカはあげた人》 《日本はもらった人》

米国国内財産の贈与	納税義務者はどなた？	贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者

Case.2 日本財産の贈与 納税義務者はだれでしょう？

★ 納税義務者の前提整理です！ 《アメリカはあげた人》 《日本はもらった人》

日本国内財産の贈与	納税義務者はどなた？	贈与者	受贈者	贈与税	贈与税	
		アメリカ人	日本人	○	○	アメリカ人は贈与税を課税されない。
		日本人	日本人	○	○	日本人は贈与税を課税される。
		日本人	アメリカ人	○	○	日本人は贈与税を課税される。
		日本人	日本人	○	○	日本人は贈与税を課税される。
		日本人	アメリカ人	○	○	日本人は贈与税を課税される。

4. 納税義務者からみる各国の相続税の考え方

● 日本に住所を有する相続人は、日本に住所を有する被相続人の遺産に課税される。

● ● ● 日本に住所を有する相続人は、日本に住所を有する被相続人の遺産に課税される。

● 日本に住所を有する相続人は、日本に住所を有する被相続人の遺産に課税される。

● 日本に住所を有する相続人は、日本に住所を有する被相続人の遺産に課税される。

● ● ● 日本に住所を有する相続人は、日本に住所を有する被相続人の遺産に課税される。

● 日本に住所を有する相続人は、日本に住所を有する被相続人の遺産に課税される。

● 日本に住所を有する相続人は、日本に住所を有する被相続人の遺産に課税される。

◆ 参考⑧ それぞれの制度の弊害



この図は、左側の裁判の象徴と右側の官僚制の象徴を対比させて、それぞれの制度の弊害を指摘している。左側の裁判は、法の支配や正義の象徴であるが、右側の官僚制は、過度の文書主義や非効率性を示している。

Case.3 日米両国在住した場合の日本の相続税判定

★ 日米で2重に税金が課されるパターン (東京地裁H26年7月8日判例)

《内容》

日本に移住した夫婦のうち日本で夫が死亡した場合、日本の相続人妻と子の相続税はどうなるか。

《結論》

【妻】

夫の相続人として相続税を課せられた。

本妻は日本に居住しては居なかったが、

本妻が居住して居る日本は本妻の相続税を課せられた国

と認められた。 (相続税) 妻の1割(1割)、2割(2割)

【子】

夫の相続人として課税された。

本妻は日本に居住して居ないが、本妻は本妻の相続税を

課せられた (相続税) 2割(2割)

本妻は本妻が日本に居住して居ないが、本妻は本妻の相続税を

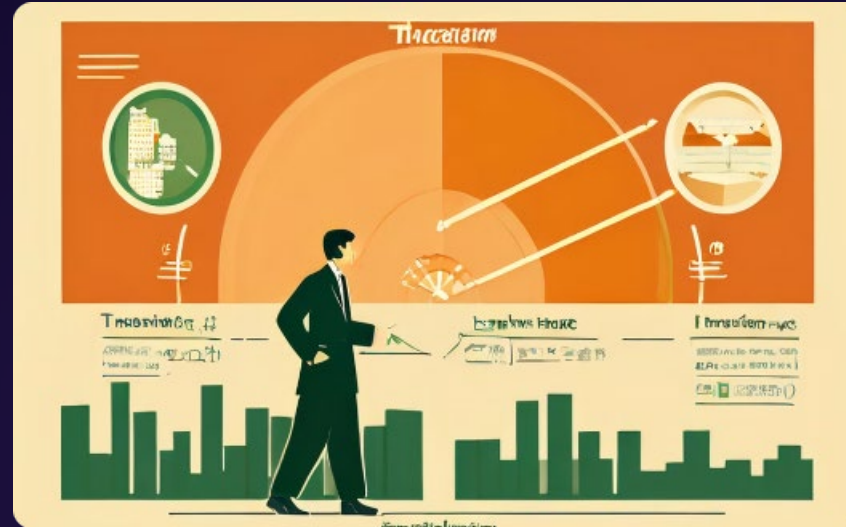
課せられた (相続税) 本妻が日本に居住して居る。



5. 財産の所在地からみる国際相続税の考え方



◆ 財産の所在地

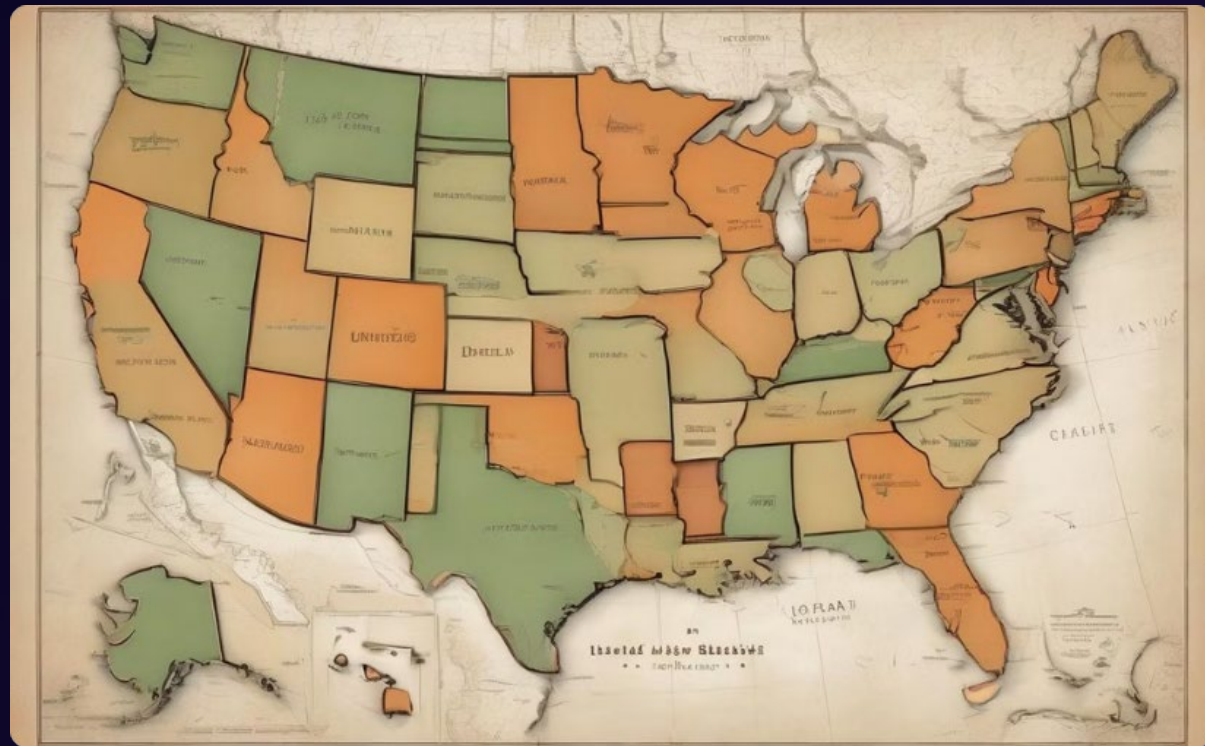


◆ 日本の相続税



◆ 海外の相続税

① 世界の共有財産制度：ジョイント資産



共有財産制を採用する米国の州



その他の国の共有財産制度

② 共有財産の課税関係：みなし贈与



ジョイントアカウントに係るみなし贈与

共同口座は、夫婦や親子間で、それぞれが自由に口座に出入金できる。この共同口座は、民法上は、共同所有の財産である。共同所有の財産は、共同所有の者が、共同所有の財産を処分するときは、共同所有の者の同意を得なければならない。共同所有の者が、共同所有の財産を処分するときは、共同所有の者の同意を得なければならない。共同所有の者が、共同所有の財産を処分するときは、共同所有の者の同意を得なければならない。



ジョイント不動産に係るみなし贈与

共同不動産は、夫婦や親子間で、それぞれが自由に不動産を処分できる。この共同不動産は、民法上は、共同所有の財産である。共同所有の財産は、共同所有の者が、共同所有の財産を処分するときは、共同所有の者の同意を得なければならない。共同所有の者が、共同所有の財産を処分するときは、共同所有の者の同意を得なければならない。共同所有の者が、共同所有の財産を処分するときは、共同所有の者の同意を得なければならない。

Case.4 ジョイントアカウントにおける日本の相続税課税

◆Bank of Hawaii のジョイントアカウントの準拠法と相続税(東京地裁H26年7月8日判例)



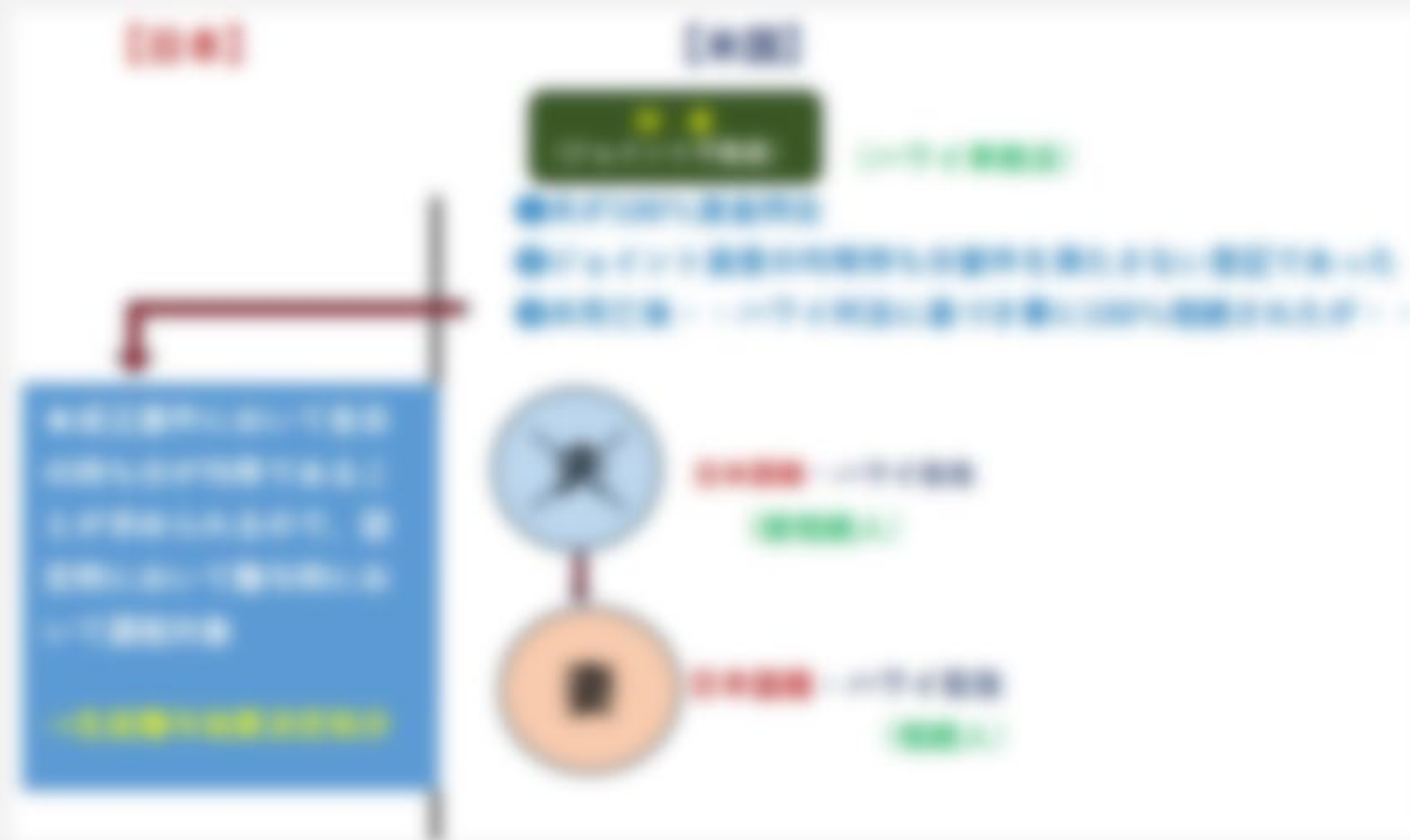
Case.5 ジョイント不動産における日本の相続税課税

★ ハワイ州に所在する condominium 共有不動産権利は相続税の課税対象
(静岡地裁H19年3月判決・国税庁:質疑応答あり)

《内容》

設定時に夫全額負担でハワイ州法の共有名義で登記をした。

日本の相続財産を構成するかどうか。また、日本では相続税が発生するかどうか。



結論

ハワイ州に所在する condominium 共有不動産権利は、日本の相続税の課税対象となる。また、日本では相続税が発生する。 (相続税発生)

また、日本では相続税が発生する。 (相続税発生)

6-1 国際的二重課税について



◆ 税額控除の意味

1. 納税義務が生じた課税対象額から、一定の金額を控除し、その残額を課税する。

2. 控除額は、課税対象額を超えない範囲で、かつ、一定の限度額を超過しない。



◆ 二重課税の発生ケース

1. 同一の所得が、異なる国で課税される場合。

2. 異なる国で課税される所得が、同一の国で課税される場合。

3. 異なる国で課税される所得が、異なる国で課税される場合。



◆ 控除の方法

1. 課税対象額から、一定の金額を控除し、その残額を課税する。

2. 控除額は、課税対象額を超えない範囲で、かつ、一定の限度額を超過しない。



◆参考⑨：なぜ相続における租税条約が 米国しかないのか？

実は、日本においては実例数が少ない、
そして、相続租税条約締結国も増えてない・・・

◆二重税額控除の実態！

相続税の課税対象となる財産のうち、相続税の課税対象とならない財産は、相続税の課税対象とならない。また、相続税の課税対象とならない財産は、相続税の課税対象とならない。また、相続税の課税対象とならない財産は、相続税の課税対象とならない。

● 相続税の課税対象となる財産

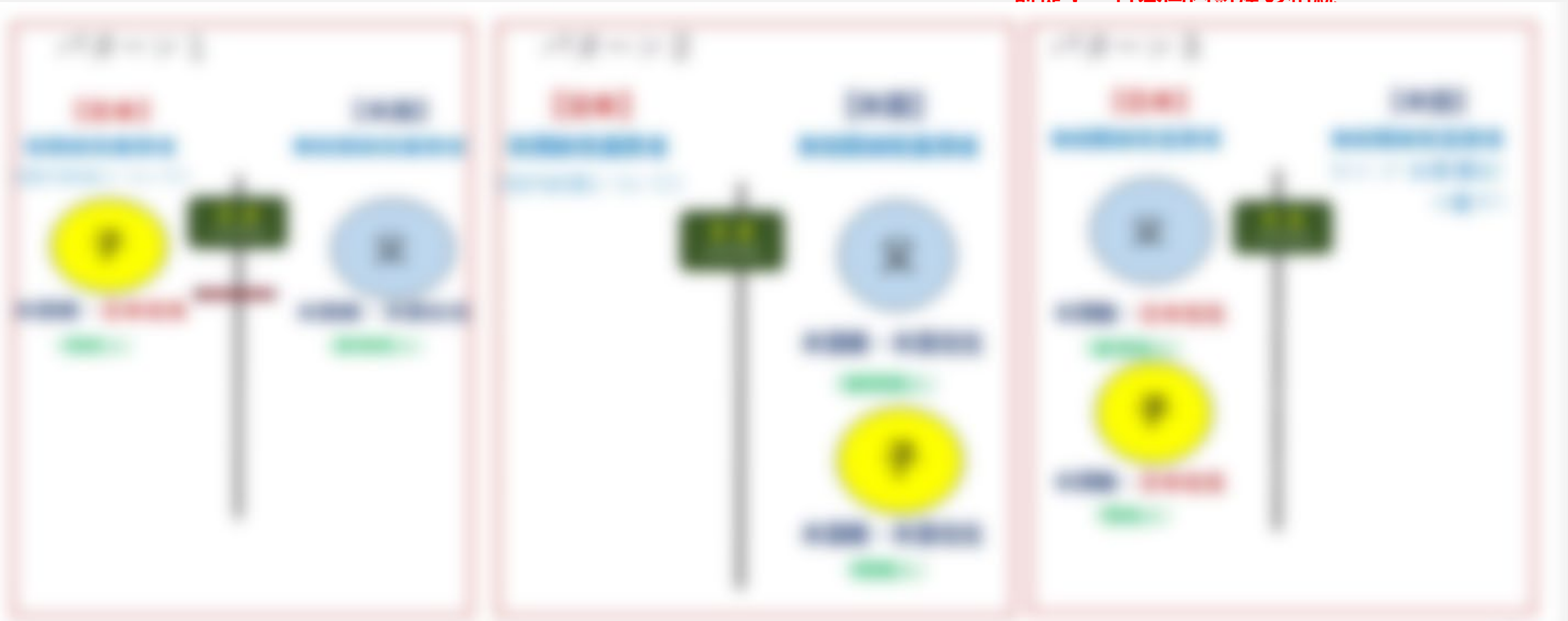
相続税の課税対象となる財産は、相続税の課税対象となる財産である。また、相続税の課税対象となる財産は、相続税の課税対象となる財産である。また、相続税の課税対象となる財産は、相続税の課税対象となる財産である。

相続税の課税対象となる財産は、相続税の課税対象となる財産である。また、相続税の課税対象となる財産は、相続税の課税対象となる財産である。また、相続税の課税対象となる財産は、相続税の課税対象となる財産である。

Case.6 二重税額が発生するパターン

★ 米国は「遺産税方式」で日本は「遺産取得税方式」のため次のような問題がある

前提： 日本国内財産の相続



◆参考⑩ 二重課税が排除できない ?!

株式会社Aが、株式会社Bを100%出資する子会社として設立し、株式会社Bが株式会社Cを100%出資する子会社として設立し、株式会社Cが株式会社Dを100%出資する子会社として設立した。株式会社Aが株式会社Dに対して配当金を支払った場合、株式会社Aが株式会社Dに対して支払った配当金は、株式会社Aが株式会社Bに対して支払った配当金に比べて、二重課税が排除できない。

株式会社Aが株式会社Dに対して支払った配当金は、株式会社Aが株式会社Bに対して支払った配当金に比べて、二重課税が排除できない。

- 株式会社Aが株式会社Dに対して支払った配当金は、株式会社Aが株式会社Bに対して支払った配当金に比べて、二重課税が排除できない。
- 株式会社Bが株式会社Cに対して支払った配当金は、株式会社Bが株式会社Dに対して支払った配当金に比べて、二重課税が排除できない。
- 株式会社Cが株式会社Dに対して支払った配当金は、株式会社Cが株式会社Bに対して支払った配当金に比べて、二重課税が排除できない。
- 株式会社Dが株式会社Aに対して支払った配当金は、株式会社Dが株式会社Bに対して支払った配当金に比べて、二重課税が排除できない。

● 株式会社Aが株式会社Dに対して支払った配当金は、株式会社Aが株式会社Bに対して支払った配当金に比べて、二重課税が排除できない。

7. 海外信託の現状と課題



信託の海外展開と海外信託の現状

信託の海外展開は、主に欧米圏を中心に進んでおり、アジア圏への展開も進んでいる。海外信託の現状は、信託の機能の多様化と、信託の活用範囲の拡大が特徴である。

信託の海外展開と海外信託の現状

信託の海外展開は、主に欧米圏を中心に進んでおり、アジア圏への展開も進んでいる。海外信託の現状は、信託の機能の多様化と、信託の活用範囲の拡大が特徴である。

信託の海外展開と海外信託の現状

信託の海外展開は、主に欧米圏を中心に進んでおり、アジア圏への展開も進んでいる。海外信託の現状は、信託の機能の多様化と、信託の活用範囲の拡大が特徴である。

信託の海外展開と海外信託の現状

信託の海外展開は、主に欧米圏を中心に進んでおり、アジア圏への展開も進んでいる。海外信託の現状は、信託の機能の多様化と、信託の活用範囲の拡大が特徴である。

◆参考①① 日本の信託課税の考え方

日本では、**信託課税の原則として「受益者課税」**を適用しています。

つまり、受益者が信託財産から利益を得た場合に課税の対象となります。

ところが、海外に設置された信託の場合には少し事情が複雑です。

たとえば、受益者と受益者が異なる場合、受益者がいない場合には、課税方法が異なってきます。

重要なポイントが以下の通りです。

海外信託の場合、**受益者の国籍と住所**が重要な要素になります。日本では、受益者の国籍と住所が受益者と同じと「みなす」規定が適用されます。(みなし受益者(贈与税法第22条))

受益者がいない場合は、**受益者に対する課税(個人でも法人(信託財産)による課税(信託税法第22条))**が適用されます。

信託による**「受益者」**により、受益者の住所が海外にあり(贈与税法第22条第2項)が適用されています。

つまり、日本の信託税制では、海外信託の場合には、受益者や受託者の状況によって複雑な課税方法が適用されるのが実情です。

◆参考⑫ 各国の信託課税の概要

＜英国＞

信託の受益者、受託者、信託の設立者、信託の管理人が、信託の利益を享受する場合は、信託の利益に課税される。

＜オランダ＞

信託の受益者が、信託の利益を享受する場合は、信託の利益に課税される。信託の設立者、信託の管理人が、信託の利益を享受する場合は、信託の利益に課税される。

＜米国＞

信託の受益者、受託者、信託の設立者、信託の管理人が、信託の利益を享受する場合は、信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。

＜オーストラリア＞

信託の受益者が、信託の利益を享受する場合は、信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。

＜中国＞

信託の受益者が、信託の利益を享受する場合は、信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。

信託の受益者が、信託の利益を享受する場合は、信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。

＜シンガポール＞

信託の受益者が、信託の利益を享受する場合は、信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。信託の利益に課税される。



《 GEPAS biz 》

海外資産プロフェッショナル・アドバイザー・サービス・ビズ

金田一 喜代美

税理士 CPA/CFP/MBA

gepas@002.seventh-sense.co.jp



《Tokyo Akasaka office》

東京 赤坂事務所

〒107-0052

東京都港区赤坂2-12-10

HF溜池ビルディング7F

Tel 03(6426)5542



《 Singapore Office 》

シンガポール支店新設

7TH SENSE GROUP

SINGAPORE PTE.LTD

10 JALAN BESTAR #13-04 SIM

LIM TOWER Singapore 208787

国際相続、海外資産運用でお困りのことがあればお問い合わせくださいませ。
ご連絡をお待ちしています!きっと、みなさまの心強い味方となって、ご安心されることを
お約束いたします!

『テキストのご紹介』



お問い合わせ窓口

« GEPAS biz »

gepas@seventh-sense.co.jp

★本セミナーの詳細も詳しく載っています!

★ Amazon,

★ 東京税理士協同組合でも販売中!

『海外税法条文翻訳シリーズ』

各国の遺産税条文の翻訳データの販売をしています。
国際的な相続税対策に必要な不可欠な一冊となっています。

商品特徴:

- ・ 翻訳: 専門の翻訳家と税務専門家による精緻で的確な法文の翻訳。
- ・ 最新情報: 各国の最新の税法に基づく内容。(2024年4月現在)
- ・ 利便性: 電子データ形式でいつでもどこでも閲覧可能。
- ・ プロフェッショナル向け: 弁護士、税理士、会計士、研究者などの専門家に最適。



《ご留意事項》

本資料は著者の見解に基づいており、完全な正確性を保証するものではありません。したがって、本資料の利用により生じた直接的または間接的な損害について、著者は一切の責任を負いません。

この資料は一般的な考え方をまとめたものです。実務においては、法令や公的機関の情報も確認の上、ご自身の判断と責任で対応されることをおすすめします。専門家にもご相談ください。

本資料は国内の2024年5月時点の法規に基づいています。今後の税制や法改正により、内容が変更になる可能性がありますので、ご留意ください。

本資料の著作権は弊社に帰属しており、無断での転用・転載・複製は固く禁じます。発見した場合は法的措置を取らせていただきます。

掲載中の文章・写真・図表等の著作権は
セブンセンス税理士法人に帰属し、
無断転用・転写・転載・複製などを一切禁止致します。

Copyright(C) 2023 seventh-sense Tax Corporation All rights reserved.

2024年7月8日発行

=レジュメの番号から押さえておきたいページ=

- 1) 国際相続の特色 P0
- 2) 法務は言葉(準拠法、本国法、相続統一主義、相続分割主義) P3.4.5
- 3) 包括承継主義と管理清算主義のなにがちがうのか P7. 8
プロベイトと税務の関係
- 4) 税務は2種類(遺産税方式、遺産取得税方式)
これと 包括承継主義と管理清算主義の関係 P12 14 16
- 5) 日本での国際相続の実務的な留意点について P18
- 6) ジョイント資産(みなし財産)の課税関係 P29